

平成三十一年（二〇一九）三月二十八日発行
『大倉山論集』第六十五輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

討入り後の吉良家家臣連署状写についての一考察

小林 輝久彦

討入り後の吉良家家臣連署状写についての一考察

小林 輝久彦

目次

はじめに

一 「睡余小録」掲載の吉良家家臣連署状写について

二 角屋文書所蔵の斎藤宮内・松原多中連署状について

三 吉良家被害状況の検討

おわりに

はじめに

赤穂事件は、事件直後から評判となり、取り分け政府により忠臣愛国が説かれた明治期から、テレビなどの映像媒体による伝達手段を得た現代に至るまで、引き続き人気の高い事件である。従って当該事件については、江戸期以降、多くの史料が発掘され、それを集積した史料集も現代に至るまでたくさん刊行されている。

たとえば、幕末（嘉永四年・一八五一年頃）には、鍋田三善により『赤穂義人纂書』という大部の史料集が編纂されているが、その中には明らかな偽書や俗書が複数含まれているとされる。人気のある事件だけに事件当時からたくさん偽文書が作られており、何が史実で、何が創作なのか判断のつけられなくなつたところもある²。

本稿で考察する「吉良家家臣連署状写」は、討入り後に吉良家の家臣が連署して、吉良家の被害状況を他家に知らせたという内容の書状である。現在、原史料の所在は不明だが、幕末成立の版本の随筆集に「模刻」の形式で掲出されている。当該随筆集掲出の連署状写の存在は早くから知られていて、やはり幕末成立（嘉永四年序文）の義士伝である「赤城年鑑³」や、戦後の昭和五十年（一九七五）に刊行された『赤穂義士実纂⁴』などにも「赤城年鑑」からの孫引きの形で引用されている。しかし先述のように赤穂事件の関係史料は後世の好事家が製作した偽文書も見受けられること、事件の一方の当事者で、いわゆる敗者の立場にある吉良家側の史料がほとんど存在しないことなどから、当該連署状が真正文書であるか否かの検討材料が全く足りない状態にあつた⁵。

今回、他家文書に同じ吉良家家臣が連署した書状の原本が見つかり、先述の「吉良家家臣連署状写」の真偽についても比較検討できるようになった。

本稿ではまず、当該吉良家家臣連署状写の真偽について検討し、次に当該書状に記された吉良家の被害状況につき、他の文書等の内容とも比較検討しながら考察するものである。

一 「睡余小録」掲載の吉良家家臣連署状写について

「睡余小録」は、文化四年（一八〇七）に刊行された版本の随筆集である。編著は河津吉迪（本姓藤原、号山白散人）であるが、斎藤月岑著の『武江年表』によると河津は京都の人で、書画の鑑定を生業とし、文化二年（一八〇五）十月十七日に死去したという。⁶ 「睡余小録」の序文によると、本書は彼の遺稿であることが分かる。内容は随筆というよりは、古文書、古書画、古器物などの模刻図を解説したもので、好古図録ともいべきものである。本書に掲載された吉良家家臣連署状写も、彼が生業とした書画鑑定の中で自身が収集したものか、鑑定に持ち込まれたものを模写したのである。『国書総目録 第五卷 すゝて』⁷ は本書の刊記から、文化四年版、文化十二年（一八一五）版、文政五年（一八二二）版、弘化元年（一八四四）版、嘉永三年（一八五〇）版及び刊年不明に分類しているが、初刷（初印）である文化四年の刊記のある諸本でも当該書状は、収録されている版と収録されていない版に分かれている。⁸

例えば西尾市岩瀬文庫蔵本⁸は上巻の赤穂浅野家旧臣（浪士）四十六士の一人横川宗利請取状の次、（元禄十六年）二月十二日付其筆（推定）宛の俳人宝井其角の書状⁹の前に収録されている。ところが名古屋市蓬左文庫蔵本（尾崎久弥コレクション）¹⁰では、上巻の末尾に収録されている。国立公文書館内閣文庫蔵本では、同じ文化四年の刊記を持つものでも、蓬左文庫と同様に上巻の末尾に収録されている本と、そもそも当該書状が収録されていない本に分かれる。¹¹

さらに嘉永三年の刊記を持つ本では、それまでの上下巻二冊から天・地・人の三冊の構成となり、当該書状はこのうち人巻の末尾に収録されているのである。¹³⁾

東京都立図書館蔵本も調査したところ、文化四年の刊記を持つ三種類の本のいずれにも、当該書状は収録されていなかった。¹⁴⁾

これらの事象をいずれも整合性のあるように考えると、以下のとおりとなる。版本の左下に付番されている丁数に着目すると、例えば上巻は「上廿一」、下巻は「下十一」というようにいずれも「巻表記＋丁数」というかたちで付番されている。しかし吉良氏家臣連署書状写はこれとは独立したかたちで「一」～「四」と丁数が付番されている。おそらく文化四年の刊行当初には、吉良氏家臣連署書状写は、版本に起こされなかった。このため、上巻及び下巻の冒頭目次の中に、当該文書は掲出されなかったのである。しかし刊行直前になり、河津吉迪が収集した古文書の中に、当該吉良氏家臣連署書状写が見出された。これが赤穂事件関係の古文書であることから、急きよ追加刊行するために、別に版木が彫られた。このために、丁数は独立したものととして付番された。こうして初刷（初印）である文化四年版の刊行において、当該吉良氏家臣連署書状写がある版本と、ない版本に分かれた。装丁をするに当たり、当該吉良氏家臣連署書状写をどの箇所に編綴するのかは、装丁者又は版木の買得者の裁量に任されたか、あるいは後代になって、改装するにあたり、当初編綴した箇所とは別の部分に編綴されるものが出た。このため、諸本により当該吉良氏家臣連署書状の編綴箇所がまちまちとなったりしたのであろうと、ひとまず考えておきたい。¹⁵⁾

全文翻刻を掲出すると次のとおりである。なお適宜現行の字体に改め、句読点を付しているが、紙面の都合上、改行をせずに掲出し、原文の改行部分は「」で表記した。また原史料では「戦死人」及び「手負」の名簿の部分は一列で記している。■は判読不能の文字である。

旧臘廿五日之御札、令「披見候、如仰此度之一卷」付而、上野介不慮之仕合「御察之通ニ御座候、左兵衛儀」茂手疵負被申候得共、「栗喜道有老御療治ニ而、」段々致快知候、即御紙面「之通申聞候処ニ、早々御念入之儀ニ被存候、相心得可及」御趣之旨被申付候、恐惶「謹言、

(元禄十六年)

正月十日

松原多中宗 ■ (花押)

齋藤宮内忠長 (花押)

榊原大学様

戦死人

小林平八郎 鳥居利右衛門 須藤与一右衛門 清水逸学 大須賀治部右衛門 新貝弥七郎

杉山三左衛門 齋藤清左衛門 左右田源八郎 鈴木元右衛門 小堺源次郎 笠原長太郎 榊原平右衛門

右之外軽キ者五、六人

手負

松原多中 齋藤十郎兵衛 宮石所左衛門 清水团右衛門 山好新八郎 永松九郎兵衛 宮石新兵衛

堀江勘左衛門 天野貞之進 伊東喜右衛門 加藤太左衛門 右之外軽キ者共六、七人、

様子無心許可思召と存、「書付進候、広ク御さたハ」御無用ニ御座候、以上、「此者共も段々致平癒候、

(追而書)

追而御別紙致披見候、「隠居不慮之仕合御察之通ニ」御座候、此方屋敷之事、「手負共凡先達御聞可被成候、」

誠二無閑意被仰下候通、忝存候、以上」

書状の情報を検討してみると、まず日付は正月十日となっており、討入りが元禄十五年（一七〇二）十二月十五日で、吉良家が元禄十六年（一七〇三）二月四日に改易されたことに争いはないから、当該書状の年代は元禄十六年に比定される。すなわち討入りからほぼ一か月を経て出されたものである。

そして差出人の齋藤宮内と松原多中であるが、両者とも吉良家の領地である三河国幡豆郡横須賀村の元禄十二年（一六九九）の年貢割付状に、代官としてその名が見える¹⁷。従って彼等が吉良家家臣であることは間違いない。

次に宛名の榊原大学であるが、越後村上藩榊原家の家臣に、榊原大学良兼という者がいる。しかし良兼は貞享四年（一六八七）に死去しており、当該連署状写の年代に比定される元禄十六年には、故人であった。その子直栄は初め「内匠」のち「帯刀」と称し、大学とは称していない¹⁸。大学良兼の家筋は、榊原家藩祖康政の兄の家筋に当たる榊原一門であるが、良兼は、信濃小諸藩主久松松平康尚の四男で養子であった。この康尚は久松松平家の嫡流であるが、吉良家との接点は見出せない¹⁹。村上藩榊原家も同じである。したがって現在のところ、榊原大学の人物比定は確定できない。

ただし書札礼からして、書止文言こそ「恐惶謹言」と厚礼となっているものの、旗本の家臣が直状形式で出す書状であるから、宛先はやはり大名・旗本家の家臣筋の者と考えてよいだろう。

書状の内容は、大学から討入りの騒動についての見舞いと安否を尋ねる書状の返書として出されたものとなっており、特に不審な点はない。別紙に吉良家家臣の戦死者と負傷者の名簿を書き連ねているが、吉良家の被害状況を敢えて他家に知らせた理由はよく分からない。実は浪士の吉良邸討入りの様子を記した書状は複数伝存しているが、例えば信州高島藩士矢鳥家に伝わる十二月十六日付の書状では、吉良家家臣の戦死者を「加藤久内、小林平八郎、名字不

「知和太利」のうち二人が戦死したなどと、不正確な情報が記されている²⁰。当該書状は江戸詰めの高島藩士の誰かが国元に送ったものらしいが、この情報は、どこからか入手した聞き書きを書写したものらしい。つまり討入り直後から江戸中では、事件に係る情報を集めた「聞書」が流布していたとみられる。かかる「聞書」は諸大名・旗本家で作成され、藩主や藩上層部などに報告されたものと思われる。いずれも本来は武士道の吟味又は武士の心得として作成されたと考えられるが、これら「聞書」の一部は、赤穂事件全体の情報を網羅・集積した上で「義士伝」として編集し直されたものもあると思われる。おそらく榊原大学も討入り騒動の「聞書」作成のために、親交のあった吉良家に被害状況を照会したのだろう。

このように当該書状の日付、差出人、内容及び作成原因のいずれも特に不審な点は見受けられない。ただ今まで吉良家家臣である齋藤宮内及び松原多中が発給した書状が他に見当たらなかつたため、その実名及び花押等の比較検討ができない状態であった。しかし最近、名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館文庫の「角屋文書」の中に齋藤宮内・松原多中連署状が所蔵されていることが判明した。これを次章で考察する。

二 角屋文書所蔵の齋藤宮内・松原多中連署状について

角屋家は、伊勢国大湊（三重県松阪市湊町）の廻船問屋で、その先祖七郎次郎秀持は、天正十年（一五八二）の本能寺の変の際、堺に滞在中の徳川家康が、伊賀越えて三河国岡崎へ脱出する際に、これを庇護して伊勢国白子より尾張国常滑まで船で送り届けた²¹。その功績により、江戸期に入ると代々の將軍より諸国諸港への出入りの諸役を免除される朱印状を授かる特権商人に発展した。元禄期には江戸に屋敷を持ち、四年に一度江戸に参府して公儀御用を勤め

ていた。⁽²²⁾

全文翻刻を掲出すると次のとおりである。なお適宜現行の字体に改め、句読点を付しているが、紙面の都合上、改行をせずに掲出し、原文の改行部分は「」で表記した。

先月十六日之御状」相達令披見候、如御紙面」青陽之慶賀不可」有際限候、上野介殿無」異事被致重歳候、」然者例年之通鑑塩引」三本・鯨毫簀・馬瀬」甘苔一袋御差越候間」遂披露候処、毎歳」被入念儀祝着被申候、」將又旧臘被相願候通、」隠居首尾克被」仰出之、家督無相違」左兵衛殿江被 仰付」大慶ニ被存候、相心得」可及御返報由被申付候、」

恐々謹言

(元禄十五年)

二月十一日

松原多中宗澄(花押)

斎藤宮内忠長(花押)

角屋七郎次郎殿

(追而書)

尚々御自分御無事」御越年之由目出度」被存候、以上⁽²³⁾

まず書状の年代比定であるが、文中で吉良上野介義央の隠居と嗣子左兵衛義周の家督相続が報じられている。これは元禄十四年(一七〇二)十二月十二日のことであるから、この書状はその翌年の元禄十五年に、角屋家からの正月十六日付けの年始の御礼の書状と贈物に対する返信を、翌月十一日にしたとみてよい。差出人は先述の「睡余小録」



【図1】 睡余小録所収文書写（部分）

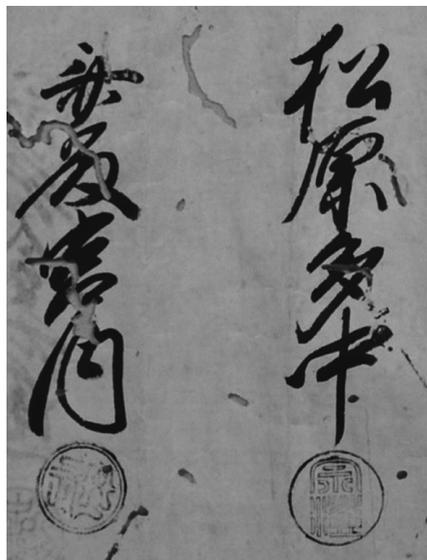


【図2】 角屋文書所収文書（部分）

所収の二人の吉良家家臣である。「睡余小録」ではこの内の一人松原多中の諱の下の字が、花押と重なり判読が難しかったが、当該書状により諱が「宗澄」であることが分かる。この点は後に改めて考察する。宛名の角屋七郎次郎は元禄十五年当時の角屋家五代目当主の持忠である²⁶⁾。

書状の内容から角屋家は、吉良家に対して毎年年始の挨拶をしていたことがうかがえる。角屋家と吉良家の親交の契機はよく分からないが、周知のとおり、吉良家隠居の義央は高家衆として四十四年在職し、うち伊勢神宮代参の役目を生涯に三度勤めているから、伊勢国にも下向した経験があった。この伊勢代参の日記として「寛文九年正遷宮御

名代吉良家記」及び「寛文正遷宮吉良義
央上使始末²⁶⁾」という記録が残されている。
残念ながら公務日記という性質上、私的
な交流関係は記されていないが、義央の
父義冬も伊勢神宮代参の公務を生涯四度
勤めていた過去があり、吉良家は親子二
代にわたり、伊勢国下向に際して幕府御
用商人角屋家と親交を深めたのではない
だろうか。その推定を措くとしても、先
述のように角屋家は江戸に屋敷を持ち、
江戸詰め奉公もしていた関係から、角
屋家文書には他にも旗本諸家の書状が残



【図3】 華藏寺文書（部分）

されており、その広い交際範囲がうかがえるものとなっている。したがって吉良家と親交があっても不思議ではない。

次に吉良家家臣衆の花押と諱の検討に入る。まず両者の署名部分の拡大図（部分）を掲出してみると前記のとおりである。【図1】が「睡余小録²⁶」のもの、【図2】が「角屋文書」のものである。

一方が版刷りのため、筆順は比較できないが、両者ともに花押の形状は一致する。また諱についても齋藤宮内は共に「忠長」と判読でき、一致している。松原多中の

諱については、先述のとおり「睡余小録」は、署名の下の部分と花押とが重なっており判読しにくいのが、「澄」と読めなくもない²⁸。そこで先述の元禄十二年付三河国幡豆郡横須賀村の年貢割付状の両者の印影を掲出してみると次のとおりである（【図3】華藏寺文書）。

印影は下の部分がややかすれているが、「宗澄」と判読できる。齋藤宮内も「忠長」と判読できるからいずれも「角屋家文書」の署名する諱と一致していることとなる。

さらに当時の齋藤宮内と松原多中の吉良家における地位につき、史料に照らして考察しておくのと次のとおりである。まず齋藤は、元禄十四年三月十四日の江戸城大廊下（通称松の廊下）における刃傷事件の直後に、吉良義央の母方の実家の酒井忠圀（若狭国小浜藩十二万三千五百石）の使者鈴木冨右衛門が、義央のお見舞いを述べた時に応接してお

り、幕府の言い渡しの内容や義央の傷の状況及びその容態を説明している。吉良家は同年八月十九日に、それまでの屋敷地の呉服橋邸が収公され、替地として北本所に屋敷地を下されたが、九月三日付で幕府普請奉行に提出された請取状に「吉良上野介内松原多中[㊦]」とある。つまり両者とも幕府・諸侯に対する吉良家の涉外担当としての役目を果たしていた。したがって他家に書状を認める者として相応しい地位にあったと認められる。

以上を要するに、「睡余小録」所収の吉良家家臣連署状写真は、角屋文書及び華威寺文書との照合により、真正文書と判断できる。

三 吉良家被害状況の検討

討入りの状況を記録した史料は、当主義周の実家である米沢藩上杉家に、討入り後、吉良邸に派遣された者や宿居をした者などが作成した「野本忠左衛門見聞書」[㊧]「大熊弥一右衛門見聞書」[㊨]「米沢塩井家覚書」[㊩]など複数の「見聞書」が残されている。それらに基づいて討入りの状況を概説しておくこと次の通りである。

吉良家では前日の元禄十五年十二月十四日に年忘れの茶会があり、隠居の義央、当主の義周及び家臣たちもその対応に追われて大騒動であったらしい。従って当夜は、屋敷に宿直の当番の者を置いて、その他の者はことごとく長屋に下がって就寝していたようである。隠居の義央も帯を解いて寝ていたらしく、浪士の乱入の知らせを受けて急いで帯を探したが見当たらないので、三尺の手拭いを帯がわりに巻き、刀を持ってその場を逃れたらしい。[㊪]つまり浪士の討入りを全く予期していない無防備の状態であった。そして吉良家の武士は寝起きの状態で着流しのままで応戦したのだから、袷や肌着の上に鎖帷子などの着込みをするなど十分な支度をした浪士に一方的に押しまくられた。「衝て

も討ても、きれ通りも致さず³⁶」とはこのような状態をよく表わしている。

当初、火事だとの浪士の偽計にかかり、消火のために無刀で長屋から出てきた吉良家の武士たちは、そのほとんどが長屋を固める役目の浪士の鎧に刺され、または短弓から発射された矢に射られて戦闘力を失った。仇討ちと分かってからは、当主や隠居を守るために長屋を切り抜けて屋敷に入ろうとし、うち数人は突入することに成功した。しかし浪士たちは、事前に用意して持ち込んだ釘やかすがいを、長屋の兩戸に打ち付けてロックアウトしてしまったので、戸板を蹴破らない限り外に出ることができなくなり、長屋と屋敷の勢力は分断された³⁷。浪士はこうして屋敷に侵入して宿直番の者を掃討しつつ、吉良父子を探した。浪士の目的は吉良義央の首を挙げることであったから、士分の者は切り捨てにして抵抗を奪うだけとし、逃げる者は追わずにすませ、明らかに士分でない風体の者は見逃したというが、討入り直後は浪士も興奮状態であったためであろうか、士分ではない門番の足軽・中間の者数人が切り捨てられている。

浪士が所持した武器はもっぱら鎧（屋内の戦闘を想定して九尺に縮めたもの）であり、これに対して吉良家の武士は刀（打刀）・脇指で立ち向かった。鎧と刀ではよほど腕の違いがない限り、鎧のほうが断然有利である。したがって吉良家の武士は全く勝負にならなかった。そもそも彼等は表高家衆の家臣であるから、儀式典礼に通じる者は多くても武辺に強い者は少なかったものと思われる。このため、被害も甚大であった。

先述の「大熊弥一右衛門見聞書」は死者十六人、手負い二十人、「米沢塩井家覚書」では死者十五人、手負い二十三人としており、記録により異同がある。

討入りの状況を記す幕府の公式記録としては、「吉良本所屋敷検使一件」がある。これは幕府検使目付阿部信旨、杉田勝行が吉良邸の状況を検分して生存者にも聞き取りを行った上で、十六日に幕府に提出された記録である。原本

【表1】 吉良家戦死者比較名簿（筆者作成）

番号	睡余小録	吉良本所屋敷検使一件	
1	小林平八郎	家老	小林平八郎
2	鳥居利右衛門	用人	鳥居理右衛門
3	須藤与一右衛門	左兵衛用人	須藤専（与市イ）右衛門
4	清水逸学	中小姓	清水一学
5	大須賀治部右衛門	中小姓	大須賀治部右衛門
6	新貝弥七郎	中小姓	新貝弥七郎
7	杉山三左衛門	—	—
8	斎藤清左衛門	小姓	斎藤清右衛門
9	左右田源八郎	中小姓	左右田孫八郎
10	鈴木元右衛門	役人	鈴木元右衛門
11	小堀源次郎	役人	小堀源次郎
12	笠原長太郎	役人	笠原長太郎
13	榊原平右衛門	役人	榊原平右衛門
14	軽キ者五六人	左兵衛坊主	鱈 松竹
15		坊主	牧野春济（斎イ）
16		台所役人	森半右衛門
17		中間	権十郎

はなく、写本が国立国会図書館の「丁未雜記廿三」に収録されている⁽³⁸⁾。最も信すべき史料であるが、かなり早くから世間にも流布したらしく、先述の「聞書」や「義士伝」にも引用されている。「丁未雜記廿三」は、幕府御家人向山誠斎が弘化四年（一八四七）に編述した雑書である。「誠斎雜記及雜綴」の一つである。誠斎が幕府奥右筆の役職にあったときからの、政務に関わる文書を書写したものとされる⁽³⁹⁾。おそらく「吉良本所屋敷検使一件」も江戸城の紅葉山文庫にあった史料であろう。しかし異本で対校した形跡があるから、既に数本の写本が存在したものと考えられる。

「吉良本所屋敷検使一件」に記される吉良家の戦死者と負傷者を、「睡余小録」に模刻される「吉良家家臣連署状写」と比較すると【表1】及び【表2】のとおりである。このうち杉山三左衛門は、「吉良本所屋敷検使一件」では負傷者に数え、口上書も作成されているが、「大熊弥一右衛門見聞書」には「十五日夜二死」と記されているので、検使後死亡したのであろう。

このうち、「小林平八郎」⁽⁴⁰⁾（【表1】番号1）、「鳥居利（理）右衛門」⁽⁴¹⁾（【表1】番号2）、「須藤与一右衛門」⁽⁴²⁾（【表1】番号3）、「斎藤清左衛門」⁽⁴³⁾（【表1】番号8）、「松原多中」

【表2】吉良家負傷者比較名簿（筆者作成）

番号	睡余小録	吉良本所屋敷檢使一件	
1	松原多中	家老	松原多仲
2	斎藤十郎兵衛	取次	斎藤十郎兵衛
3	宮石所左衛門	左兵衛用人	宮石所左衛門
4	清水団右衛門	取次	清水団右衛門
5	山好新八郎	中小姓	山田新八郎
6	永松九郎兵衛	中小姓	永松九郎兵衛
7	宮石新兵衛	左兵衛中小姓	宮石新兵衛
8	堀江勘左衛門	中小姓	堀江勘左衛門
9	天野貞之進	中小姓	天野貞之進
10	伊東喜右衛門	中小姓	伊藤喜右衛門
11	加藤太左衛門	役人	加藤太左衛門
12	軽キ者共六七人	中小姓	杉山三左衛門
13		役人	石川彦右衛門
14		役人	岩田与五右衛門
15		足軽小頭	大河内六郎右衛門
16		中門番	八大夫
17		駕之者	兵左衛門
18		厩之者	儀右衛門

【表2】番号1、「斎藤十郎兵衛」【表2】番号2、「山好新八郎」【表2】番号5「永松九郎兵衛」【表2】番号6の名は他の史料からも吉良家の家臣として見える。このようにいずれも他の史料と整合しており、「吉良家家臣連署状写」の記述の正確なことが分かる。

さらに「吉良家家臣連署状写」の戦死者及び負傷者のいずれにも「軽キ者」との記述がある。当時の武家社会の身分制度では、馬廻り・中小姓・知行取・士までが士分・士格とされ、徒歩・坊主・小役人が准士格、

足軽以下中間を軽輩・武家奉公人とし、主に三層構造となっていた⁴⁷。吉良家ではこのうち准士格と武家奉公人を「軽キ者」と扱っていたのであろう。このように士分と士分以下を分けて記述する史料は他にも見受けられるから、不審ではない⁴⁸。また【表2】番号13の石川彦右衛門と【表2】番号14の岩田与五右衛門が同じ「役人」とされながら加藤太左衛門とは区別されて「軽キ者」とされているのは、彼らが本来の役人ではなく、より身分の低い台所役人であったからであろう。

戦死者及び負傷者の「軽キ者」を「吉良本所屋敷檢使一件」及び他の史料により裏付けしていくと、戦死者には鱸

(鈴木) 松竹、牧野春齋、森半右衛門、権十郎⁴⁹、大河内六郎右衛門、曾右衛門⁵⁰が、負傷者には石川彦右衛門、岩田与五右衛門、八大夫、兵左衛門、儀右衛門が該当すると思われる。そうすると戦死者は十九名、負傷者は十八名であったことになる。

おわりに

以上、「睡余小録」所収の「吉良家家臣連署状写」について、「角屋文書」及び「華藏寺文書」その他一次史料等の比較をしつつ、その内容についても検討を行ったが、いずれも赤穂事件当時の事情と整合しており、不合理な点は見受けられない。したがって本書状写は真正文書と認められる。そうすると本書状写は、敗者の側である吉良家家臣が赤穂事件に関して、遺した記録として非常に貴重なものということになる。討入り当夜の斎藤宮内の行動は怯懦の振舞いがあったとの批判が、先述の「大熊弥一右衛門見聞書」及び「米沢塩井家覚書」に記されているが、概して上杉家の記録は、吉良家家臣に対して厳しい視点から書かれている傾向がみられるため、事実かどうかは分からない。それでも本書状写は、隠居を戦死させ、主君を負傷させて、なお自身は生き残ってしまったという家臣の自責の念がうかがえる内容となっており、当時の武士の心性を知る上でも興味深い史料である。

はじめにでも述べたように、赤穂事件は忠臣蔵の物語が有名すぎて、史実と物語の区別が曖昧になり、混同されている部分が多い。その史実にはいまだ不明な部分も多くあり、今後も新しい史料の発掘と、真正文書と偽文書の峻別など、入念な検証作業の蓄積が必要となってきたといえよう。

注

- (1) 江戸商人浅田孫之進の元禄十五年極月十六日付書状に「江戸中の手柄に御座候」(『東京大学経済学部所蔵「浅田家文書」所
理喜夫編』古文書の語る日本史6 江戸前期)筑摩書房、一九八九年、五一四頁)、伊勢藤堂藩の無足人山本平左衛門日並記の
元禄十六年正月十二日条に「揚一天名誉之事、諸人催感涙也。」(『清文堂史料叢書第21刊 大和国無足人日記 上巻』清文堂出
版、一九八八年、三四九頁)、京都の儒学者伊藤東涯の日記「伊藤氏家乗」(影印複写版・天理図書館蔵)の元禄十五年十二
月十四日条に「可謂忠肝義胆矣」とある。ただ近江商人の元禄十五年十二月十五日書状には「いさぎ能キとの評判にて候」
としながら「善悪しかとぞんじ申さず候」ともある(町立近江日野商人館所蔵文書)。なお京都の公家の反応については平井
誠二「朝廷から見た赤穂事件」(『歴史評論』六一七、二〇〇一年)を参照。
- (2) 平井誠二「赤穂事件と『仮名手本忠臣蔵』」(『歴史と文学—文学作品はどこまで史料たりうるか—』小径社、二〇一四年)。
- (3) 平塚瓢斎著、国立国会図書館蔵(請求番号一六六一—一〇二)。
- (4) 中央義士会理事斎藤茂著、赤穂義士実纂頒布会。
- (5) 米沢市の郷土史家青木昭博氏は「吉良家家臣が事件に関して遺した記録は寡聞にして知らない。」とする(米沢信用金庫叢書
6 『上杉と吉良から見た赤穂事件』米沢信用金庫、二〇一七年、一六九頁)。
- (6) 文化二年乙丑「十月十七日書画鑑定河津定迪卒、池の妙音寺二葬す、平安の人にて曳馬庵に食家たりし人なり、睡餘小録の
編あり」と記されている(今井金吾編集『武江年表 第一巻』大空社、一九九八年、三九一—三九二頁)。ここでは「定迪」
とされているが、これは「吉迪」の誤記であろう。本書の書誌学的研究としては、「睡餘抄録と来山翁の人形」(『大江戸之研
究延寿清話』第三巻、忍頂事務、一九二六年、五六頁)、木村捨三「睡餘小録」(『日本書誌学大系31(4) 木村仙秀集 四』
青裳堂書店、一九八四年、五〇頁、初出「典籍」八、一九五三年)、『日本古典文学大辞典第三巻』(岩波書店、一九八四年、
五三一頁)がある。
- (7) 岩波書店、二〇〇二年、二二頁。

- (8) 請求番号一四一五八。
- (9) 赤穂事件に係る其角書状としては『赤穂義人纂書』所収の元禄十五年十二月二十日付文鱗宛書状が著名であるが、同書状は偽書である(復本一郎『俳句忠臣蔵』新潮社、一九九一年、一六五頁)。なお本書に載る二月十二日付其雫(推定)宛書状は、石川八朗ほか四名編『宝井其角全集資料編』晚成社、一九九四年、三四五頁に収録されているが、偽書説は寡聞にして知らない。
- (10) 函号尾2/20。
- (11) 請求番号二一三一〇〇八四。
- (12) 請求番号一九八一〇一五〇、デジタルアーカイブで画像データが公開されている。
- (13) 請求番号一九八一〇一五一。
- (14) 活字本である日本随筆全集 第二集(国民図書株式会社、一九二八年)及び『日本随筆大成第一期』6(吉川弘文館、一九七五年)はいずれも吉良家家臣連署状は掲載されていない。
- (15) 加賀文庫蔵本(請求番号一〇五八八) 乾坤二冊、特別買上文庫(請求番号二四一四) 乾坤一冊で合冊、東京誌料(請求番号二四〇三一六) 乾坤二冊。
- (16) 『年録』一三二同日条、国立国会図書館(請求番号八三三一一)。
- (17) 華蔵寺文書(箱番号六西尾市史番号五一五)。
- (18) 『高田藩榊原家書目史料集成 第四巻 榊原家御系図』(ゆまに書房、二〇一二年、六九九頁)。
- (19) 吉良家と親交のあったのは、久松松平家の庶流である隠岐守定勝の子孫である。拙稿「ある大名家の離婚―島津綱貴と吉良義央女鶴子の場合―」(『大倉山論集』五七、二〇一一年)参照。
- (20) 諏訪市立博物館寄託資料矢鳥家文書十二月十五日付書状・十二月十六日付書状。
- (21) 門暉代司「名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館文庫角屋文書の紹介」(『三重中央大学地域社会研究所報』二二、二〇一〇)

年所引元和三年正月吉日付「由緒書」。

- (22) 名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館文庫「角屋文書」(請求番号288. 3/K A)、元禄三年正月吉日付角屋七郎兵衛宛江由忠助遺言状写。

- (23) 名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館文庫「角屋文書」(請求番号288. 3/K A)、船諸役請合状外のうち二月十一日付角屋七郎次郎宛松原多中宗澄・斎藤宮内忠長書状。

- (24) 「年録」二二八、同日条、国立国会図書館(請求番号八三三一)。

- (25) 松本吉弘「角屋家の来迎寺墓石群と家譜」(『三重中央大学地域社会研究所報』二二、二〇〇九年所引「公儀勤方並御用留」)。

- (26) 神宮文庫蔵「寛文九年正遷宮御名代吉良家記」(請求番号一―二三六三)、「寛文正遷宮吉良義央上使始末」(同一―三三六二)、なお名古屋大学附属図書館神宮皇学館文庫にも「寛文九年伊勢正遷宮記」(一七五―一八五I)があるが、内容は前二書とほぼ同じ内容である。

- (27) 掲出した写真の版は、西尾市岩瀬文庫蔵本(函番号一四―五八)を用いた。

- (28) 平塚瓢齋は前掲注3「赤城年鑑」で、「宗許」と判読しているが、「許」とは読めない。

- (29) 東大史料編纂所近世編年データベース「酒井家編年史料稿本 二百二十六」。

- (30) 「年録」二二八、同日条、国立国会図書館(請求番号八三三一)。

- (31) 『東京市史稿』市街編第十四(東京市役所、一九三二年)八五〇頁。

- (32) 上杉藩奥取次(二百石)の野本豊満が上杉家上屋敷の御小姓組頭森監物長利ほか三名宛てに十七日の夜に認めた覚書である。市立米沢図書館蔵「編年文書」品四十四、翻刻「特別展忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―」(米沢市上杉博物館、二〇一三年、一〇四頁)。

- (33) 十六日に吉良邸に番兵として派遣された上杉藩与板組(五十石)の大熊方明が、十八日付けで同じ与板組の大河原重喬ほか三名に対して出した書状である。写真、翻刻は『特別展忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―』六四頁―六五頁に掲載。

- (34) 米沢藩士江戸中之間詰の与板組(二十五石)塩井職章が永井富負に送った覚書と推定されるもので、伊佐早謙氏旧蔵のようだが、現在所在が分からない(中央義士会編『赤穂義士史料上巻』、雄山閣一九三一年、三六九～三九〇頁)。
- (35) 前掲注33「大熊弥一右衛門見聞書」(『特別展忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―』六五頁)。
- (36) 前掲注34「米沢塩井家覚書」(『赤穂義士史料上巻』三七〇頁)。
- (37) 平井聖「本所吉良邸検証。仇討ちの条件はそろった!」『AERAMOOK元禄時代がわかる。』(朝日新聞社、一九九八年)、八〇頁。
- (38) 大口勇次郎監修『向山誠齋雜記 天保・弘化篇 第二十三卷』(ゆまに書房、二〇〇四年)六一七頁。
- (39) 河村真澄「資料継承の一つのかたち―勝海舟関係文書のなかの誠齋雜記―」(『国立国会図書館月報』六七七―六七八、国立国会図書館、二〇一七年)。
- (40) 元禄七年十一月三河国幡豆郡横須賀村年貢割付状に「メ百石 小林平八郎給領」とある(華藏寺文書、箱番号六四尾市史番号五―一三)。また元禄十二年四月二十九日、義央の実子で米沢藩主上杉綱憲の嫡男吉憲の髪取りの儀式の際に、理髪役を務めた義央の介添えとして「上州用人小林平八郎」の名がみえる(『上杉家御年譜譜七 吉憲公宗憲公』(上杉温故会、一九七八年)同日条)。さらに「清水本陣文書」の宿帳に、東海道四日市宿の吉良義央の休泊記録と供侍の名前がみえる。「大福帳」元禄十二年二月四日の項に「御休下り、金巻分吉良上野介、進上□□、御料理被下候、御家老斎藤宮内・小林平八郎、二十九人旅籠有」と記され、「御役付追加」元禄十四年二月四日の項には、「下、吉良上野介様 木(休)、一分、御代参、老松原多伸・小林平八」とある(大石学監修『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』岩田書院、二〇〇三年)。このことから、柳原資廉の日記「資廉卿記」元禄十四年二月一日条に、義央が京都の上使屋敷に出向いた資廉らを饗応した際に、「出頭人平八出、種々馳走」と記されているのも小林平八郎であることが分かる。
- (41) 貞享四年(一六八七)及び元禄五年(一六九二)の「上野国緑野郡白石村年貢割付状」に代官として「鳥居理右衛門」とある(富田薫「吉良氏とその知行」『上毛史学』第一号、上毛古文化協会、一九六一年)。

- (42) 元禄三年（一六九〇）に山城国淀藩主石川勝之が従五位下下野守に叙任された翌四年正月に高家を通じて官銀を朝廷に納めた覚書に「吉良上野介様御内」として「須藤与一右衛門」と見える（『石川下野守殿諸太夫成御官物覚・石川下野守様包銀の覚』亀山市歴史博物館所蔵打田家文書（請求番号二五））。なお須藤家については、須藤雅美「吉良家老須藤定重の考察（一）（二）」（『群馬文化』一一〇・一一一、群馬県地域文化研究協議会、一九七〇年）参照。
- (43) 元禄十二年二月八日に吉良義央が東海道白須賀宿（湖西市白須賀）の本陣に宿泊した時の宿割帳に供侍として「斎藤清左衛門」の名が見える（『湖西市資料編七』12諸家文書、湖西市、一九八七年）。
- (44) 元禄十二年正月晦日に上杉吉憲が従四位に叙せられた時に、京都の朝廷に官物を納めるに際し、その受取証書の名宛人に吉良上野介様御内として「斎藤十郎兵衛」の名がある（『上杉家御年譜七 吉憲公宗憲公』同日条）。
- (45) 元禄八年（一六九五）二月八日に、吉良義央が東海道白須賀宿の本陣に宿泊した時の宿割帳と考えられる史料に供侍として「山好新八郎」の名が見える（静岡県立図書館蔵「吉良上野介様御下向御休宿割帳」（葵文庫請求番号二一五―三三））。また前掲注43の元禄十二年二月八日に吉良義央が東海道白須賀宿の本陣に宿泊した時の宿割帳にも供侍として「山好新八郎」と見える。
- (46) 延宝三年（一六七五）、同四年（一六七六）、同五年（一六七七）、天和二年（一六八二）、同三年（一六八三）の上野国緑野郡白石村年貢割付状に永松九郎兵衛能成の名が見える（前掲注41富田論文「吉良氏とその知行」。また天和元年（一六八二）六月二十日付けで永松九郎兵衛政盛が斎藤善左衛門忠親と連署で上杉家家臣長尾権四郎ほか二名宛に書状を出している（市立米沢図書館蔵「上杉家編年文書」一四八九）。さらに前掲注45の元禄八年二月八日に、吉良義央が東海道白須賀宿の本陣に宿泊した時の宿割帳と考えられる史料に供侍として「永松九郎兵衛」の名がある。
- (47) 熊谷光子「近世大名下級家臣団の構造的分析―豊後岡藩を素材にして―」（『日本史研究』三二六、日本史研究会、一九八八年）二頁。松本良太『武家奉公人と都市社会』（校倉書房、二〇一七年、初出「近世後期の武士身分と都市社会―下級武士」の問題を中心に）『歴史学研究』七二六、青本書店、一九九八年）二六二頁。

- (48) 平井誠二解説「赤穂浪士討入につき覚書「季連宿祢記」挿入文書（元禄一五年十二月）」には戦死者として「侍十五人、ならびに中間三人」と記す。ここでは准士格も侍に含めて考えているようである（『NHK学園通信講座「はじめての古文書」サブレキスト 古文書の世界』日本放送学園協会、二〇〇三年、三八頁）。
- (49) 第二十三世虎厳濟哲筆（『萬昌院過去帳』『萬昌院功運寺史』萬昌院功運寺、一九九〇年、七四頁）。なお尾張藩士朝日文左衛門重章が著した、愛知県立図書館蔵「塵点録」（請求番号Wラ/A049/A3/1-69）三十六上には、「了聡禪定門 中間横須賀村権十郎」と記している。これが正しければ、領地である幡豆郡吉良荘横須賀村出身と考えられる。譜代の中間であつたのだろう。
- (50) 前掲注49「萬昌院過去帳」。なお西尾市上道日記町浄土宗西山深草派不退院の「過去帳」に「大河内六郎右衛門 新在家 戒名 劍室宗寒居士 元禄十五年十二月二十四日没」とあることから、六郎右衛門が吉良荘出身の譜代の足軽であつたことが分かる。傷の養生が叶わず、討ち入り後九日目にして死去したのである。
- (51) 前掲注49「萬昌院過去帳」。